

社会福祉法人芳仙会令和3年度事業計画

はじめに

社会福祉法人や介護保険制度を取り巻く環境が大きく変化する中で、当法人の役職員が、引き続き地域高齢者福祉の伸展に寄与するためには、社会福祉法人の使命や自ら果たすべき役割を再認識し、利用者満足度の高いサービスを提供することが強く求められている。

前年度に引き続き、利用者や家族、地域住民等に対して、当法人の「基本理念」や「事業目標」について、より一層啓発活動につとめるとともに、その早期実現に向けて役職員が一丸となって取り組む。

また、募集しても集まらない介護職員という情勢の中、一人ひとりの資質の向上と効率的な運営を行うため、以下の事業目標を定め、基本理念・事業目的に基づいた計画事業を推進するものとする。

・ 基本理念

- 一、 私たちは、地域に開かれた施設を目指します。
- 二、 私たちは、地域に信頼される施設を目指します。
- 三、 私たちは、地域に愛される施設を目指します。

1. 事業目的

社会福祉法人芳仙会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活をいつまでも地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

2. 事業目標

- 1 利用者及びご家族等（以下「お客様」という。）から選ばれる施設作り・介護サービスの提供を目指す。
お客様の地域特性やニーズ等を充分把握し、顧客の発見・獲得に努める。
- 2 全職員一丸となって事業を万進できるよう職員の育成に努める。
職員の資質により提供サービスに格差が生じないよう各種マニュアルの整備とともに職員の資質向上を図る。
- 3 複合的サービスを効果的に提供できるよう努める。

法人内の各事業所はもとより地域の医療・福祉関係者と連携することにより、お客様に複合的サービスが提供できるよう努める。

4 リスク・マネジメントの強化を図る。

「ヒヤリハット報告」等の集計分析を行い、事故・ヒューマンエラー防止を徹底する。また、委員会の主導により感染症・食中毒防止も徹底する。

5 法人事業の周知及び情報公開を図る。

機会あるごとに各種集会等に参加し、また施設に来ていただくことにより、我々の行っていることを知っていただく。また、ホームページ等により情報公開を行う。

3. 運営・管理

経理は、不安定要素のある介護報酬と処遇効果を高めるための支出のバランスを見ながら、経済効率を考え不必要な支出は控え、将来の支出に備える。公認会計士による外部監査はこれを継続し、経営という視点より指導を仰ぐ。

職員は、サービスの向上のためできるだけ2：1（利用者：処遇職員）に近づけ、退職・入院等による不足職員はパート職員により補う。

外部のサービス評価委員会等によるサービスの評価は、機会あるごとにこれを活用しサービスの改善に努める。今年度は、井原市の「介護相談員」の受け入れが決まっている。荘内にサービス評価委員会を組織し、サービス内容の現状把握と評価を行い、計画的に改善を行う

年々増加傾向にある施設・設備の修繕費については、修繕個所の早期発見により大規模修繕とならないよう努めると共に、修繕計画による計画的修繕を行う。今年度は、社会福祉法人充実残高を利用して「介護職員の増員」「特養の2階食堂及び機能回復訓練室・トイレ等の改修」「福祉車両のリース契約から購入への入替」を予定している。

4. 防災計画

月1回火災報知機・非常用放送設備の作動訓練、年2回消防署と合同の総合防災訓練を行い、非常通報・避難誘導・消火方法について再確認する。特に夜間は人手がなく夜間想定訓練は、早期通報・避難誘導の重要性を充分認識し、万一の時に間違いない行動が迅速にできるよう参加職員ひとり一人が実際に各行動を経験できるものとする。

いつ起こるかわからない、地震・土砂災害等の自然災害に対し「マニュアル」の理解の徹底を図り、年2回の総合防災訓練時に情報受伝達訓練・避難判断訓練・避難誘導訓練を行う。

何よりも、災害の発生を未然に防ぐため、日頃から職員の防災意識の向上、定期的な設備点検の実施・記録を行う。

5. 介護現場の虐待問題

施設・家庭での高齢者虐待が日々報道されております。芳仙会におきましては、研修会の開催とか日々の業務を通じて、虐待は絶対してはならないことなのだとして周知徹底を図っております。ただ、虐待は入所者や利用者そしてご家族が感じられることです。故意ではありませんが職員の専門知識の不足や技術不足のためご不快を感じさせてしまうことがあります。また、言葉づかいや声の大きさに怒られているとか怖いとか感じられることがあります。基本の部分ですから徹底した指導と教育をしております。

6. CS（顧客満足度）ES（職員満足度）委員会の設置

職員満足度（ES）とは「職員がどれだけ会社・仕事に満足しているか」を意味する言葉です。ESが向上し、職員一人ひとりが意欲を持って仕事に取り組めば、施設の魅力が高まり、結果的に顧客満足度（CS）も高まるという好循環が期待できます。小田川荘のように、顧客（利用者）と職員が対面するサービス業では、職員がどのようなモチベーションで臨んでいるかが顧客満足に大きく影響します。もし職員が業務内容や労働環境に不満を感じていると働く意欲も薄れ、結果として顧客に対するサービスの質が低下し、顧客満足度（CS）まで低下する可能性があります。そこで、利用者及びそのご家族に対する満足度の向上と職場環境の改善を職員自らが考え改善できるようCS（顧客満足度）ES（職員満足度）委員会を設置しています。委員会の活動を注視してまいります。

7. ハラスメントへの対応

ハラスメントとは、いろいろな場面での「嫌がらせ・いじめ」を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

ハラスメント（セクハラ・バワハラ・マタハラ）行為は人権にかかわる問題であり、職員の尊厳を傷つけ職場環境の悪化を招くゆゆしき問題です。芳仙会は、ハラスメント行為は断じて許さず、すべての職員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場環境づくりに取り組んでいきます。このため、管理職をはじめとする全職員は研修などにより、ハラスメントに関する知識や対応能力を向上させ、そのような行為を発生させない、許さない企業風土づくりを心がけます。

8. ストレスチェック制度への対応

近年、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み又はストレスを感じている労働者が多いという現状をふまえ事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図るため、平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）においては、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」といいます。）及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容としたストレスチェック制度（労働安全衛生法第66条の10に係る事業場における一連の取組全体を指します）が新たに創設されました。

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査のことです。芳仙会では岡山県健康づくり財団による健康診断を行う6月ごろにストレスチェックを行う予定です。

9. 地域活動

厚生労働省の社会保障審議会福祉部会が平成27年2月13日に社会福祉法人改革案をまとめました。これによりますと、社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底し、地域社会への貢献を可視化することを柱とし、法人の経営組織を強化するほか、お金の使い方に疑念を持たれないように財務規律を確立することを求めています。具体的には、無料・低額な料金による福祉サービスの提供をすべての法人の責務としました。ただ、これは理念規定であり、実施しない法人に罰則を科すものではありません。いわゆる内部留保（再投下財産）のある法人には、再投下計画の策定を義務付けるものとなっています。

また、内部留保といわれる繰越金を、将来の修繕や建替えの資金と再投下できる資金に整理することが求められました。芳仙会は、社会福祉法人充実残高として約3億円を計上しています。

地域貢献策としては、配食サービスの調理を考えております。お弁当を提供し、地域のボランティア団体「みのり会」に配食していただこうと思います。10万円予算計上しております。また、日本財団の自販機での寄付活動も続けていこうと思います。

10. 年次有給休暇の取得義務化への対応

年10日以上有給休暇が付与される職員（管理監督者・パート含む）に対し、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に少なくとも5日の年次有給休暇を取得させることが義務化されました。芳仙会では、職員に取得を希望する時季を聞きその希望を尊重しつつ取得日を指定し、取得してもらうことにしています。確実に取得してもらうため、基準日から一定期間が過ぎた時に取得

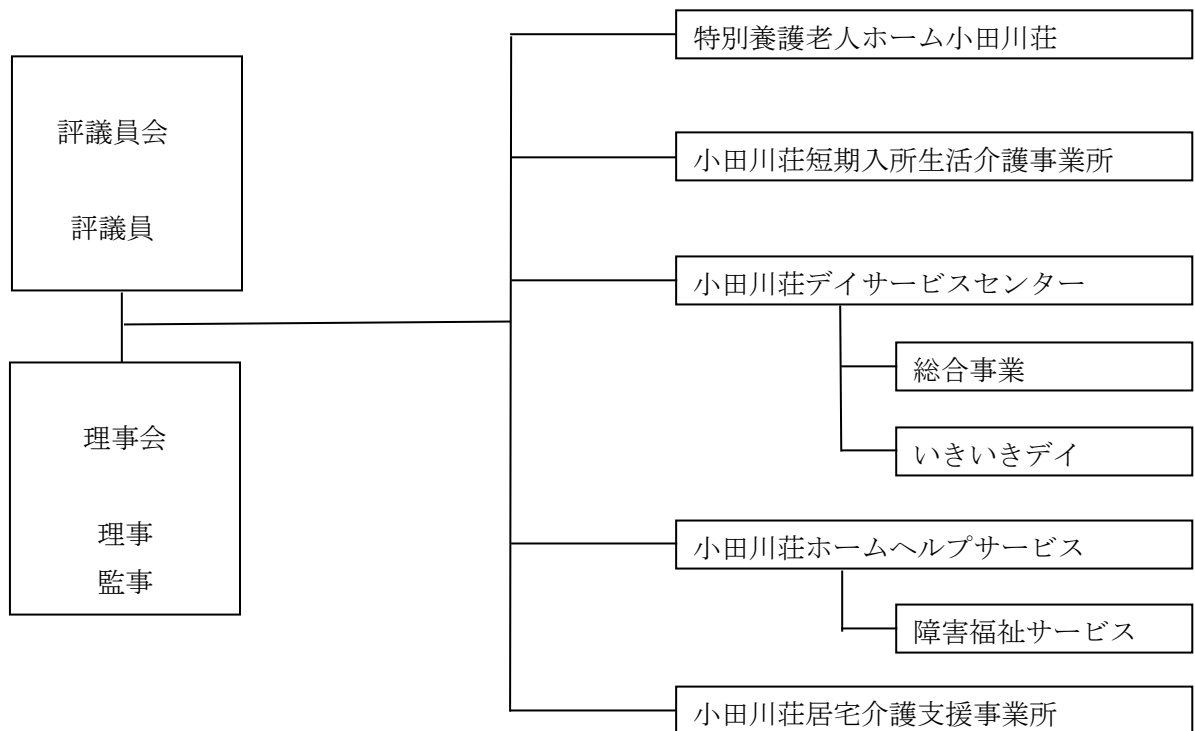
日数を確認し、取得日数が5日以内の場合、取得日数が5日に達するまでの年次有給休暇を法人が時季指定して取得してもらおうつもりです。

1 1. その他

給与規程に職位給と範囲給を取り入れ、経験年数・保有資格・人事考課による給与体制を構築する。また、キャリアアップ助成金を利用して非正規職員の正職員化を進める。

外部研修会への計画的参加、「勉強会」「研修会」等の職員が教えあうことで資質の向上を図る。サービス評価委員会・身体拘束廃止委員会等部門ごとの小委員会を組織し、組織の改善に取り組む。

1 2. 組織図



I. 特別養護老人ホーム小田川荘事業計画

(介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所)

(1) 生活支援方針

令和3年度法人事業目標を踏まえ、ご利用者の立場に立った生活支援をすすめることを基本とする。また、施設サービス計画に基づき、一人ひとりに適した速やかで柔軟性のある援助を効果的に行うため、多職種間の連携を密にし、心身の健康保持と自立支援に努め、合わせて生活の活性化を図るものとする。

(2) 実施内容

- ・ 生活援助 ・ 管理的・画一的援助にならないようにご利用者、ご家族、多職種で話し合い策定した施設サービス計画に基づき、ご利用者一人ひとりにあった生活援助に努める。
- ・ 残存機能を引き出し、ご利用者それぞれの自立した生活への援助に努めるとともに、変化に対しては速やかで柔軟性のある援助に努める。
- ・ ご利用者の主体性を損なうことなく、意思決定に対して関係者の連携で、側面からの援助に努める。

(3) 生活指導

- ・ ご利用者・ご家族の社会的・経済的、また施設の生活支援全般に対しての相談にのり、必要な助言や連絡調整を行う。又、ご利用者・ご家族からの苦情は、それがどのようなものであっても真摯に受け止め、誠意を持って対応する。

(4) 食事

- ・ 栄養・疾病・身体状況・嗜好に対して配慮し、衛生的で安全な食事を提供する。

(5) 保健衛生

- ・ ご利用者が高齢である事を配慮し、安全に快適な環境で生活できるようにする。
 - ・ 風邪やインフルエンザ等の感染症及び食中毒の発生、まん延を防ぐ。

(6) 医療・リハビリ

- ・ ご利用者の老化に伴う心身の状況を的確に把握し、嘱託医・協力病院等の関係機関、ご家族との連携を密にし、必要に応じて健康保持の為の適切な措置を取

り、現在の生活が維持出来る ように努める。

・「日常生活に勝るリハビリなし」の考えのもと、ご利用者の心身の状況等に応じて日常生活を 営むために必要な機能を維持出来るように努める。

(7) 教養・娯楽

・ うるおいと楽しみのある生活が送れるよう四季折々の行事を大切にし、ご利用者一人ひとりが それぞれの状態に応じて参加意識の持てる活動を工夫する。

(8) ご家族との連携

・ ご利用者のご家族の精神的なつながりが途切れぬように、個別の家族状況を把握し、信頼関係を築きながら、ご家族との連携を深める。

(9) 地域交流

・ 関係機関や地域との連携を密にし、施設の持つ機能を積極的に地域福祉に提供し、地域福祉の 拠点としての役割を果たしていく。

(10) 環境整備

・ 安全に快適に生活できるように、清潔・美観に富んだ環境作りに努める。

・ 設備・器具什器等は定期的に点検し、ご利用者の生活に支障がないように努める。

重 点 目 標

ご利用者・ご家族から信頼され満足して頂けるサービスを提供する。

* 5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）活動を通じて、施設の環境を整え、職員の介護施設の職員としての意識の向上を図る。

* 職員間の連携を強化し、タイムリーで質の高いサービスを提供する。

* 担当制を推進し、ご利用者一人ひとりに合った介護サービスを提供する。

年間行事予定

新型コロナウイルス感染症の状況によりますが、施設行事として季節を感じられ五感を刺激できる行事やイベントを、入所者のニーズに合わせ提供します。

時期	イベント	目的等
4月	小田川荘まつり	お花見を兼ねて、模擬店や催し物で地域のお客様とご家族様、職員との交流の機会とします。－中止－
	おやつレク	桜を使ったおやつ作りを実施します。
5月	端午の節句	鯉のぼり・兜を飾り、入所者・利用者一人一人の端午の節句を思い出す機会とします。
	お茶会	新茶にて簡略な茶道を行い、季節を感じて頂きます。
6月	音楽 DVD 鑑賞	梅雨という過ごしにくい季節を少しでも爽快に感じる機会を作ります。
7月	七夕	季節を感じて頂きながら自身の願いを職員と共有します。また、流し素麺を実施し初夏を感じて頂きます。
8月	盆踊り	地域行事に参加し地域との交流の場とします。また夏の訪れを感じて頂きます。
	花火観賞	夏の風物詩として花火を楽しんで頂くと同時に季節を感じて頂きます。
9月	敬老会・家族会	長寿の祝いをご家族様と共に行います。その機会に、家族会を開きご意見・ご要望をお聞きします。
	お月見	日本古来の伝統や風習を語り合いながら、季節の移り変わりを 感じて頂きます。
10月	運動会	運動会で、日常で感じられない競争心を味わって頂き、また、生活への意欲を高めて頂きます。
11月	おやつレク	栗を使いお やつ作りを行います。栗を使用することで、秋を感じて頂きます。
12月	クリスマス	入所者・利用者一人一人クリスマスの飾りつけを考えて頂きます。非日常的な空間を提供することで、五感を刺激します。
1月	新年行事	新年の抱負を誓い、新年の健康と幸せを祈願して頂きます。 実施したい新年行事を選んで頂きます。
2月	節分	豆まきを実施し、季節の変わり目に一年の健康を祈願して頂きます。
3月	ひな祭り	お雛様を飾り日本の伝統行事を楽しんで頂くと同時に、季節を感じて 頂きます。

※ 令和元年より、「小田川荘まつり」を春に開催しています。感染症等問題がなければ春の行事として定着させるつもりです。

II. 小田川荘デイサービスセンター事業計画

(1) 通所介護支援方針

要支援状態又は要介護状態にあるご利用者の人権・人間性を尊重することを基本として、ご利用者及びご家族のニーズを的確に把握し、適切な通所介護サービスの提供を目指す。また、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援するとともに、ご家族の介護負担の軽減に寄与できる事業所を目指すことを方針とする。

*安全で安心して楽しめるやすらぎの場を提供します。

*ふれあいを通して、明日への活力・生きがいを持てるよう応援します。

*一人ひとりに合ったかかわりを重視します。

(2) 実施内容

令和3年度法人事業方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、次の事業を通してご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、家族介護の負担軽減を図るものとする。

1. 入浴サービス（一般浴・機械浴）
2. 給食サービス
3. 介護サービス
4. 日常動作訓練
5. 健康状態の確認
6. 送迎サービス
7. レクリエーション・余暇活動
8. 生活相談・援助
9. その他日常生活全般にわたる介護

重点目標

- * ご利用者一人ひとりの状況を把握し、在宅生活に必要な機能の減退を防止する機能訓練サービスを提供する。
- * 法人内外を問わず、関係機関及び事業所との連携を強化することにより、サービスの質の向上を図るとともに事業運営基盤の強化と利用効率の向上を図る。
- * 職員一人ひとりの接遇及び能力向上を図る。

* ご利用者等のニーズに沿った行事や、地域・社会交流の機会を企画し、心身とも楽しめるようなサービスを企画する。

年間行事予定

	年 間	月 間	随 時
4 月	花見会	誕生日会	防災訓練(年 2 回)
5 月	野外レク	スタッフ会議	勉強会
6 月	野外レク	ケース会議	研修報告会
7 月	七夕	行事食	献立検討会
8 月	納涼会	体重測定	各委員会
9 月	敬老会・野外レク	ドッグセラピー	
10 月	秋刀魚会・野外レク	おやつレク	
11 月	野外レク		
12 月	クリスマス会		
1 月	新年祝賀会		
2 月	節分		
3 月	ひな祭り		

Ⅲ. 小田川荘ホームヘルプサービス事業計画

(1) 訪問介護支援方針

介護度が高い方の在宅介護は家族がいないと継続出来ない現実があるため、次の5点をポイントにおきたい。

- 1 人の目を入れる 他者による介入を早めに入れていかねばADL、QOLが減退していくことは目に見えている。まずは食事管理をすること、そして生活環境の衛生保持のために訪問してサポートする。
- 2 食事管理 三大介護(食事・入浴・排泄)の原点に立ち返ると一番重要なのは栄養ある食事。理由として食事をしないことに健康維持が出来ないこと、そして利用者はいくつかの薬を飲んでいるが食事をしないと飲めないという認識があるためだ。食事と薬をワンセットで管理を考える必要がある。現実としては空腹を満たすために糖質だけを取る方が多い。どうすれば規則正しくバランス良い食事を摂取して頂くことが課題である。
- 3 訪問介護から通所介護につなぐ双方の事業所が入ることで、薬と食事の情報管理がスムーズにいく。朝一番で訪問介護、それから通所介護が入れば入浴、排

泄まで延長した支援が可能。

- 4 室内の衛生保持捨てられないうちにどうしたらよいか分からなくなり、ゴミだらけになるケースが多い。捨てるべきものは捨てるのがサポートになる。
- 5 自分で排泄処理が出来なくなった時が在宅生活終了サイン自分で排泄処理が出来ない(意思がない)状態になってしまうと在宅生活が不可能な状態になる。そうならないようにするには、早めの生活援助(清掃、料理、洗濯)で悪化を阻止したい。長年培ってきた実例を含めて「今こうしないとこうなる」という予測を含めて、家族やケアマネに説明し、その方にとって幸福につながるサービス提案を促進する。

(2) 自立した日常生活の支援

- ① 介護給付：利用者の要介護状態の軽減を図るとともに、悪化防止に努める。
- ② 予防給付：利用者の生活機能の維持をするとともに、向上するための支援をする。
- ③ 日常的に医療を必要とする利用者が多く、医療に関する理解を深める。

(3) 利用者との信頼関係の確保

利用者又は家族に対し、養和会訪問介護事業所運営規程や重要事項を丁寧に説明し、共通認識を持つことで相互の信頼関係を確保する。

(4) 利用者処遇

サービス利用者の心身の状況、生活時間、ニーズや要望及び介護の状況などを把握してケアプランを策定し、実践は「自立支援」と「生活の質の向上」のための援助を念頭に置いて行なう。

(5) 関係機関との連携

- ① 地域ケアケア会議・精神連絡会等の会議へ参加する。
- ② 担当者会議での関係機関との情報交換等を行い、連携を強化して課題解決を図る。

(6) 施設内の連携

- ① ショートステイ、デイサービス、ホームヘルパー等と連携し利用時の様子の把握、在宅での情報提供をする。
- ② 情報を共有化し、サービスの向上を図る。

(7) 講習会・研修・会議

- ① 常勤・登録ヘルパーで、毎月、原則第2木曜日に毎回テーマを決めて開催する。

- ・ 緊急時の対応（マニュアルの確認を含む。）
- ・ 救急法（消防に依頼する。）
- ・ 職業倫理・法令等

（８）執務環境整備

- ① 報・連・相の周知徹底を図る。
- ② 日々変わる利用者の健康状態等の十強把握をヘルパー全員ができる体制づくり。
- ③ 自由にブレイクタイムが取れ、リフレッシュして次の訪問先に行くことができ、1日の疲れが取れるようなヘルパー室にしていく。

重点目標

- * 法人内外を問わず、関係機関及び事業所との連携を強化することにより、サービスの質の向上を図るとともに事業運営基盤の強化と利用効率の向上を図る。
- * 職員一人ひとりの接遇及び能力向上を図る。

IV. 委託事業部事業計画

（１）生きいきデイサービス

井原市の意向に沿いながら、出来るだけ多くのサービスを提供し、閉じこもり・認知症等進行防止、早期発見に努める。また、参加の少ない男性利用者にあわせた遊具・ゲームの充実と、小田川荘の冠を着けた囲碁大会等の開催により事業の周知を図る。

（２）高齢者生活支援ショートステイ事業

井原市の意向に沿いながら、介護保険の短期入所用空ベッドを使用し生活支援のためのショートステイサービスを提供する。ご本人はもちろん、ご家族の都合を考慮し地域・家庭での生活が少しでも長く快適に過ごせるよう事業を行う。

（３）高齢者生活管理指導員派遣事業

井原市の意向に沿いながら、日常生活または家事に対する支援を必要とされる高齢者のおられる世帯に定期的に訪問する。少しでも在宅で心地よい生活を送れるよう一人ひとりに寄り添い、共に作業や調理することにより生活に潤いを持っていただく。

V. 居宅介護支援事業計画

(1) 居宅介護支援方針

サービス事業所併設の事業所のため、利用者ひとり一人の現在の状況がサービス提供者より直接入り、その方の現在必要とされているケアプランを提供することができるというメリットを生かし、より細やかで、利用者・家族も満足されるケアプランの作成を行う。

包括支援センターより委託されている介護予防計画の作成業務は、生活の自立向上を目指しながら利用者本位のものとする。

(2) 実施内容

介護保険法を遵守し、ご利用者やご家族の介護に関する必要性や要望の実現のために、各サービス提供事業者や関係機関との連携に努め、より良い生活が実現されるように支援する。

1. 介護等の相談の受付・連絡・調整
2. 介護保険更新申請等の書類の代行申請
3. ご利用者の心身の状態の把握やご家族の介護状況・生活の様子を確認
4. ご利用者・ご家族・介護サービス事業者・その他関係機関との連絡・調整
5. 居宅サービス計画の作成
6. 給付管理の実施
7. 介護サービスの利用状況の確認
8. 医療サービス提供事業所や福祉・医療機関などとの協力
9. 委託された介護保険認定調査

重点目標

- * ご利用者やご家族の介護上のニーズ（必要性や要望）に幅広く応えられるように実践力を高めていく。
- * 介護保険制度や介護支援に必要な各種制度の知識・理解を深めていく。
- * 地域や行政など関連機関と協力しあい地域福祉に貢献していく。